

○久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱

令和6年3月27日

告示第129号

(趣旨)

第1条 この告示は、廃棄物の減量化及び資源の再利用を促進するため、資源集団回収を行う登録団体に対し、予算の範囲内において久喜市資源集団回収事業報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「資源物」とは、一般家庭から排出される紙類及び布衣類をいう。

2 この告示において「資源集団回収」とは、登録団体が資源物を自主的に回収する活動をいう。

3 この告示において「登録団体」とは、次に掲げる団体であって、資源集団回収を行う団体を登載した名簿（以下「団体名簿」という。）に登録されたものをいう。

(1) 市内の自治会、町内会その他の10以上の世帯で組織された営利を目的としない団体

(2) その他市長が適当と認める団体

(団体名簿への登録等)

第3条 団体名簿への登録の申請をしようとする団体（以下「登録申請団体」という。）は、資源集団回収事業団体登録申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 登録申請団体の収支決算が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、団体名簿への登録の可否につ

いて審査し、登録の決定をしたときは、団体名簿に登録するものとする。この場合において、登録の有効期限は、登録をした日から2年以内において市長が指定する日とする。

- 3 市長は、前項の規定により登録又は不登録の決定をしたときは、資源集団回収事業団体登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により登録申請団体に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第4条 登録団体は、前条第1項の規定による申請の内容に変更があるときは、資源集団回収事業団体登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 登録団体は、資源集団回収を中止又は廃止したとき、若しくは第2条第3項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、資源集団回収事業団体登録廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により届出書が提出されたときは、当該届出があった登録団体について、団体名簿の登録の変更又は抹消を行うものとする。

（登録団体の責務）

第5条 登録団体は、資源集団回収によって回収した資源物を資源物の回収及び処分を主たる事業とする事業者（以下「事業者」という。）に自らの責任において引き渡しをしなければならない。

- 2 登録団体は、市長から資源集団回収の実施状況等について報告を求められたときは、これに応じなければならない。

（報奨金の交付等）

第6条 市長は、登録団体が資源集団回収した資源物を事業者に引き渡した活動に対し、報奨金を交付するものとする。

- 2 報奨金の額は、資源集団回収によって回収し、事業者に引き渡した資源物の重量（以下「回収量」という。）1キログラムにつき7円を乗じて得た額とす

る。この場合において、1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を交付しないものとする。

(1) 一般家庭以外から排出された資源物を回収したとき。

(2) 市が資源物の収集を行う日と同日に当該収集を行う地域において資源集団回収をしたとき。

(3) その他市長が不適切と認めるとき。

(報奨金の交付申請)

第7条 報奨金の交付の申請をしようとする登録団体（以下「交付申請団体」という。）は、資源集団回収事業報奨金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 資源集団回収事業実施明細書（様式第6号）

(2) 事業者が発行する回収量が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、資源集団回収を実施した日の属する会計年度の3月31日までとする。

(報奨金の交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、報奨金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、資源集団回収事業報奨金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により交付申請団体に通知するものとする。

(報奨金の請求及び交付)

第9条 登録団体は、前条第2項の規定による交付決定の通知を受けたときは、資源集団回収事業報奨金請求書（様式第8号）により市長に報奨金の請求をす

るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、登録団体に報奨金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条各項の規定に違反したとき。
- (2) 報奨金を団体の運営に要する経費以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けようとしたとき、又は受けたとき。

- 2 市長は、前項の規定により報奨金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、報奨金が交付されているときは、登録団体に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(登録団体の抹消等)

第11条 市長は、登録団体が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体について団体名簿の登録を抹消することができる。

- 2 市長は、前項の規定により登録の抹消を決定したときは、資源集団回収事業団体登録抹消通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により登録を抹消された団体は、登録を抹消された日の属する会計年度の終了後2年間は、団体名簿に登録することができないものとする。

(帳簿書類の整備等)

第12条 登録団体は、資源集団回収に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該資源集団回収の報奨金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、登録団体に対し、資源集団回収に係る調査及び指導を行うことができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱等を廃止する告示（令和5年久喜宮代衛生組合告示第10号）による廃止前の久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱（平成23年久喜宮代衛生組合告示第11号）第2条に規定する資源集団回収事業登録団体名簿に登録されている団体は、この告示の施行の日に、第2条第3項に規定する団体名簿に登録されたものとみなす。この場合において、その登録されたものとみなされる団体の登録の有効期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和7年5月31日までとする。

附 則（令和7年6月19日告示第267号）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8年2月16日告示第60号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

資源集團回收団体登録申請書

年 月 日

久喜市長 あて

团体名

代表者住所

代表者氏名

資源集団回収事業登録団体名簿の登録について、久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の区分（チェックボックスに記入）
- | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| ☐ 自治会 | ☐ 町内会 | ☐ PTA | ☐ 婦人会 | ☐ 子供会 |
| ☐ 老人クラブ | ☐ その他（ | | | |
- 2 団体を組織する世帯の数
- 3 事業計画 別紙のとおり
- 4 添付書類
- (1) 登録申請団体の収支決算が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

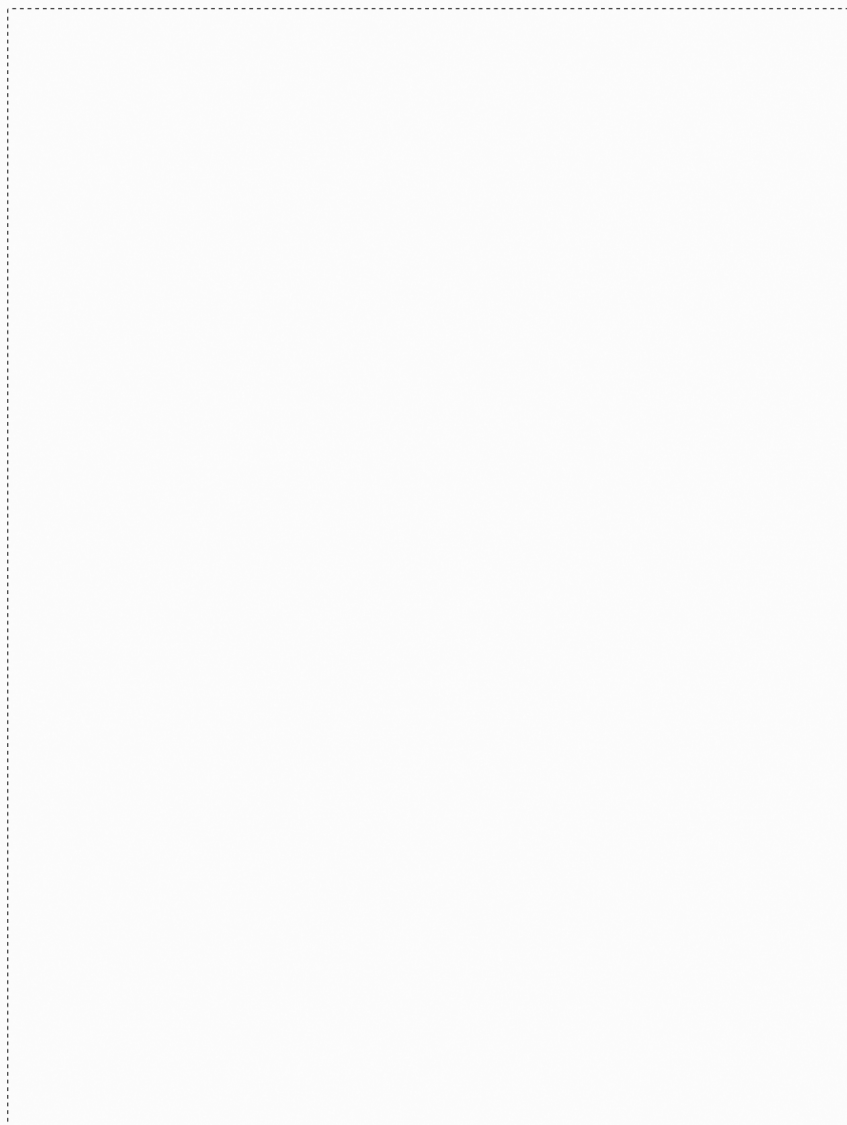
別紙 1

資源集團回收事業実施計画書

団　体　名		
回　収　地　域	(記入例：久喜市菖蒲町〇〇全城　久喜市〇〇学区)	
回　収　品　目	☐ 紙類 ☐ 布衣類	
回　収　予　定　日	(記入例：毎月第１、第３水曜日　６月、９月、１２月、３月の第１日曜日) ※この欄に入らない場合は「別紙」と記入し、予定表などを添付してください。 ※市が資源物の収集を行う日と同日に当該収集を行う地域において資源集団回収を実施することはできません。	
回　収　方　法	☐ 拠点回収…登録団体が指定した集積場所に回収地域の市民が資源物を持ち込み回収する方法	
	☐ 各戸回収…回収地域の各戸を回って資源物を回収する方法	
	☐ その他（ ）	
回　収　場　所	☐ ごみ集積所 ☐ 専用の集積場所 ☐ 各戸回収	
引　き　渡　し 事　業　者　名		
雨　天　時　の　対　応	☐ 雨天決行 ☐ 翌日等に延期 ☐ 中止 ☐ その他（ ）	
回　収　日　の 周　知　方　法	☐ 看板設置 ☐ 回覧・チラシ ☐ その他（ ）	
常時持ち込み可能な保管庫	☐ あり（開放時間： ） ☐ なし	
担　当　者　情　報 (文書の送付先)	住　　所	
	氏　　名	
	電話番号	

別紙 2

回収場所位置図



※回収場所を枠内に記入又は明示した地図を貼付してください。
※各戸回収の場合は、回収地域と回収コースを記入してください。

様式第2号（第3条関係）

資源集団回収事業団体登録（不登録）決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のありました資源集団回収事業登録団体名簿の登録について、下記のとおり決定したので、久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

1 登録の場合

（1）登録年月日 年 月 日

（2）登録有効期限 年 月 日

2 不登録の場合

不登録の理由

様式第3号（第4条関係）

資源集団回収事業団体登録変更届出書

年 月 日

久喜市長 あて

登録団体名

代表者住所

代表者氏名

資源集団回収事業登録団体名簿の登録について、下記のとおり申請の内容に変更がありましたので、久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第4条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更内容 別紙のとおり
- 2 変更理由

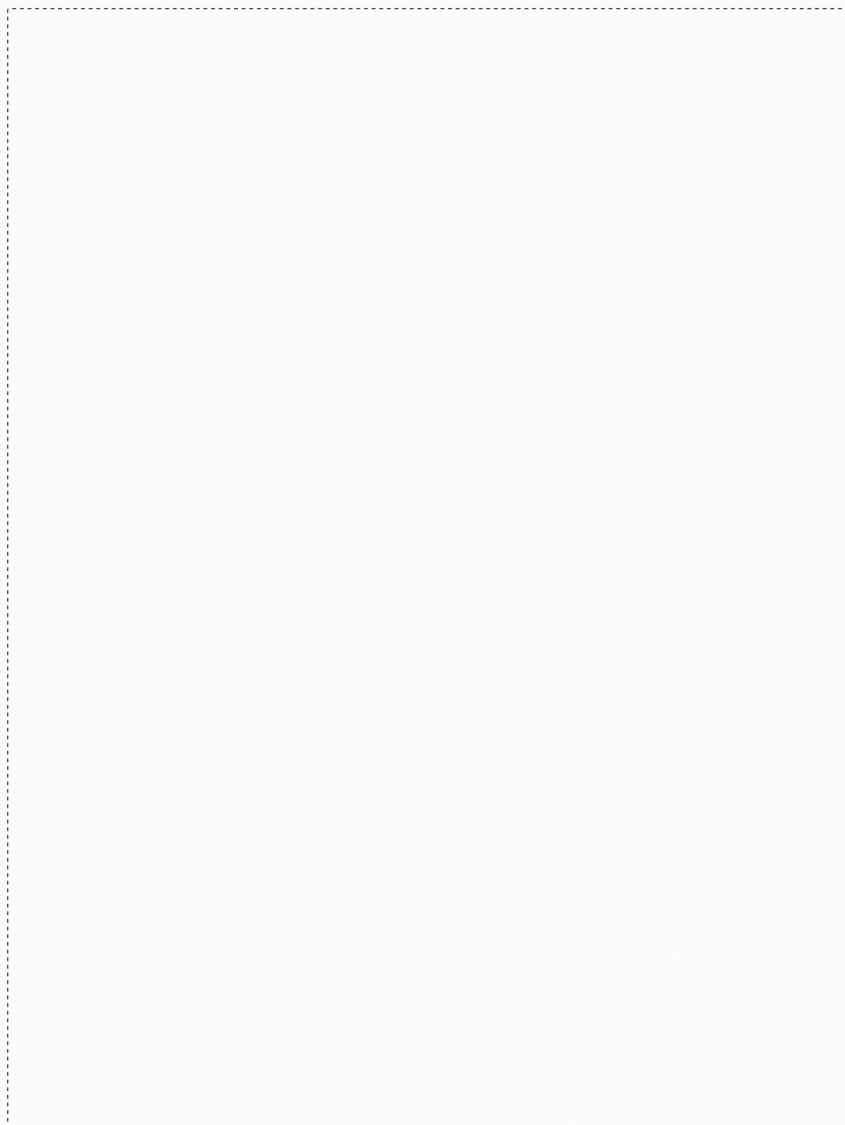
別紙 1

資源集団回収事業実施計画書（変更後）

[illegible]

別紙 2

回収場所位置図（変更後）



※回収場所を枠内に記入又は明示した地図を貼付してください。
※各戸回収の場合は、回収地域と回収コースを記入してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

資源集団回収事業団体登録廃止届出書

年 月 日

久喜市長 あて

登録団体名

代表者住所

代表者氏名

資源集団回収事業登録団体名簿の登録について、下記のとおり登録を廃止したいので、
久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 廃止年月日 年 月 日

2 廃止理由

様式第 5 号（第 7 条関係）

資源集団回収事業報奨金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

登録団体名

代表者住所

代表者氏名

久喜市資源集団回収事業報奨金の交付について、久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交 付 申 請 額 金 円

2 交付申請額の計算

回 収 品 目		重 量	申請額内訳
紙 類	新 聞	k g	円
	雑 誌 ・ ざ つ が み	k g	円
	段 ボ ー ル	k g	円
	飲 料 用 紙 パ ッ ク	k g	円
布衣類	古着類・ウエス・ボロ等	k g	円
合 計		k g	円

3 添付書類

- (1) 資源集団回収事業実施明細書（様式第 6 号）
- (2) 資源物を引き渡した事業者が発行する回収量が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 7 条関係）

資源集団回収事業実施明細書

登録団体名： _____

実 施 日	紙 類				布衣類
	新 聞	雑 誌 ・ ざ つ が み	段 ボ ー ル	飲 料 用 紙 パ ッ ク	古着類・ウエ ス ・ ボ ロ 等
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
	k g	k g	k g	k g	k g
合 計	k g	k g	k g	k g	k g

※回収量が確認できる書類に記載された品目名と上表の品目名が異なる場合において、上表の品目と同等の品と認められるときは、上表の品目名に読み替えるものとする。

様式第7号 (第8条関係)

資源集團回收事業報獎金交付（不交付）決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のありました久喜市資源集団回収事業報奨金について、下記のとおり決定したので、久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付の場合

(1) 交付決定額 金 円

(2) 報奨金の対象となる回収量

年 月 日から 年 月 日までの回収分 k g

2 不交付の場合

不交付の理由

様式第 8 号（第 9 条関係）

資源集団回収事業報奨金請求書

年 月 日

久喜市長 あて

登録団体名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け久 第 号で交付決定通知を受けた久喜市資源集団回収事業報奨金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協		支店 ※ゆうちょ銀行の場合は店番
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込口座は口座名義人に団体名を含むものとしてください。

様式第9号（第11条関係）

資源集団回収事業団体登録抹消通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

年 月 日付けで通知した資源集団回収事業登録団体名簿の登録について、下記のとおり抹消したので、久喜市資源集団回収事業報奨金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 抹消した団体名
- 2 抹消年月日 年 月 日
- 3 抹消理由